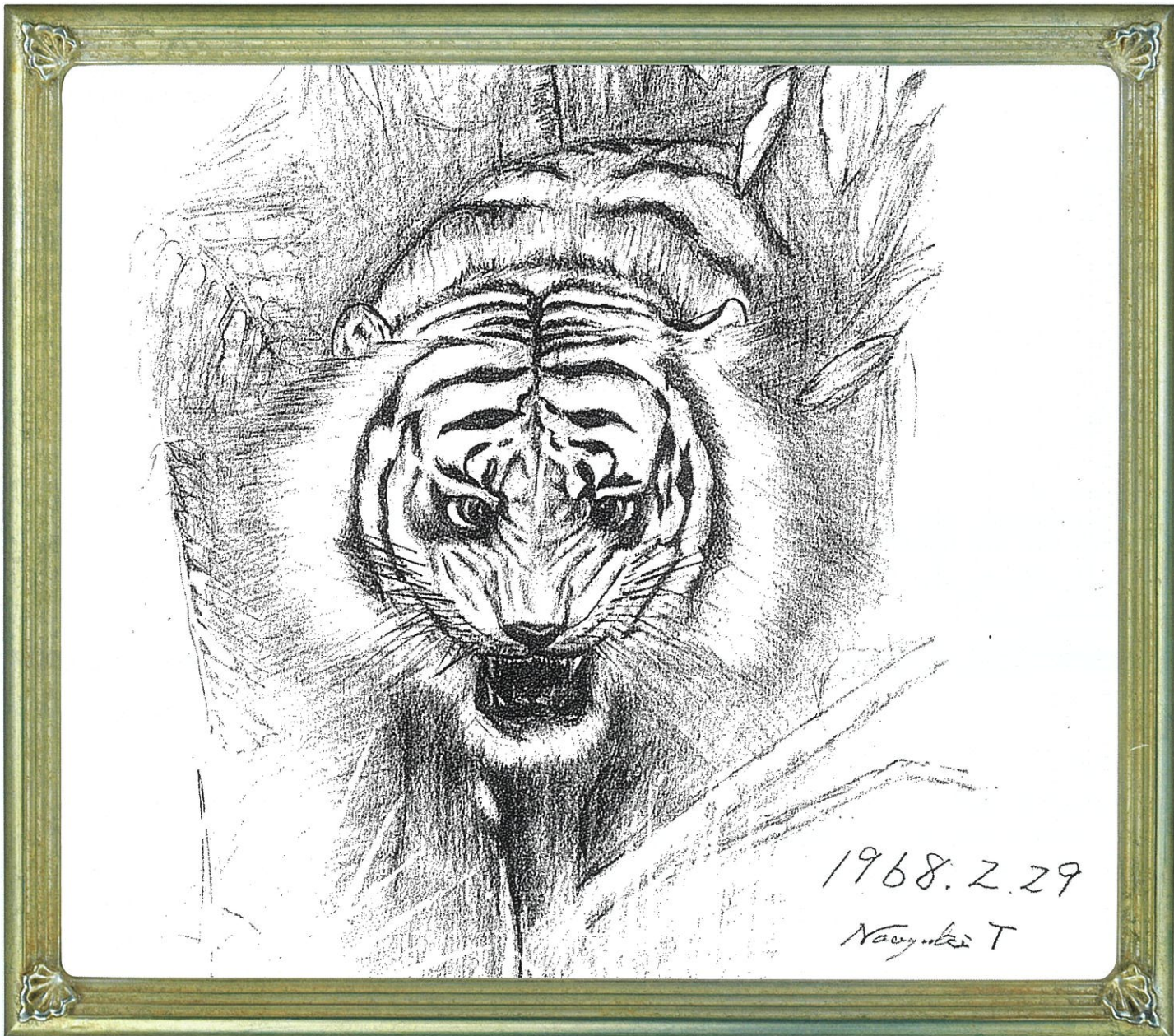


# テミス通信

Vol.010  
2022年  
新春号



税理士・司法書士  
当山 恵子  
Keiko Touyama

## 自筆証書遺言書 保管制度について

令和2年7月10日から、法務局で遺言書を保管する『自筆証書遺言書保管制度』が始まりました。公的機関である法務局で遺言書を保管する制度が創設され、全国にある法務局でこのサービスを受けることができ、遺言者のプライバシーを確保しつつ、相続登記の促進につなげることが可能となりました。

自筆証書遺言には、民法に定める遺言の方式のうち、自書能力さえ備わっていれば他人の力を借りることがなく、どこでも作成することが可能であり、特別の費用も要さず、遺言者にとって、手軽かつ自由度が高いというメリットがあります。しかし、他方で、作成や保管について他人の関与が不要とされているため、遺言者の死亡後においては、遺言書の紛失・忘失、遺言書の改ざん等を理由に遺言書をめぐって相続人間で紛争が生じる可能性がある等のデメリットがあります。

も遺言書の保管の申請1通件につき、3,900円の手数料など、気軽に利用可能することができます。今回は令和2年7月10日から運用されている制度について概説いたしました。もう少し詳しく知りたいという方は、当事務所の弁護士、司法書士にお気軽にお尋ね下さい。

（注）家庭裁判所での検認  
遺言書（公正証書遺言書を除く）の保管者またはこれを発見した相続人は、遺言者の死亡を知った後、遅滞なく遺言書を家庭裁判所に提出して、その「検認」を請求しなければなりません。また、封印された遺言書は、家庭裁判所で相続人等の立会いの上開封しなければならぬことになっています。  
検認とは、相続人に対して遺言の存在及び内容を知らせると共に、遺言書の形状・加除訂正の有無、日付、署名など検認の日時点における遺言書の内容を明確にして、遺言書の偽造、変造を防止するための手続きのことで、申請には時間と労力を要します。なお、家庭裁判所の書記官立会いのもと行われはしますが、遺言の有効・無効を判断する手続きではありません。

## 虎の穴

当山 尚幸

表紙の虎の鉛筆画は、私が大学三年の時（一九六八年二月二十八日）に描いたものであり、顔写真は当時の私です。  
同時期、梶原一騎作のタイガーマスク（漫画）が人気を博していました。通称「虎の穴」において、十年計画で強靱無比なレスラーを作り上げていく物語です。その名称は、カール・ゴッチやビル・ロビンソン等多くのレスラーを輩出したイギリス実在の「蛇の穴」及び後漢書（班超伝）の「虎穴に入らずんば虎子を得ず」の故事に由来するといわれています。

私は、沖繩の若手法曹人材の減少枯渇が危惧されたことから、一九八一年弁護士登録をすると同時に、沖繩の法曹人材育成をライフワークにすることを心に決めました。  
そして、右の「虎の穴」になぞらえ、「当山法律研究室」（別名虎の穴）を事務所の一室に設置し、虎の穴の掟を守る者を入所させました。掟とは、午前九時から午後九時まで虎の穴に籠もり法律の勉強に集中することであり、結構ハードなものでした。

一九八四年から一九九五年の間に、私のしごきに耐えた五人の入所者全員が司法試験に合格しました。しかしながら、その後入所した六人は、結局あきらめ別の道を歩んでいます。  
「虎の穴」は、一度入ると脱出が難しく、年一度の試験に「次こそ」として「次こそ」を重ね、その人の大切な青春を棒に振る可能性があり、改めて考えてみると、リスクリーな人生の賭を勧めていたことにもなります。

とはいえ、リスクを避けるだけでは正しい選択にならないと思います。ハイリスクハイリターンはかなりの危険ながら、ノーリスクはノーリターンともいえません。かの渋沢栄一は、いくつものリスクを乗り越え、五百以上の企業を軌道に乗せました。最近では、コロナ禍で企業及び各個人には様々な対応と決断が迫られています。難しい状況だからこそやりがいがあると考え、結果を恐れすぎることなく、前向きに取り組んだ方がよい結果につながるような気がいたします。  
皆様にとって、「虎の翼」あるいは「騎虎の勢い」の年となり、コロナ禍を突破されますよう祈念申し上げます。



## 当山法律事務所

※テミスとは・・・ギリシャ神話の正義の女神。  
目隠しをして剣と天秤を持ち、司法・裁判の公正さを示す。

今季号のトピック		
「金」、「きん」、「かね」	.....	当山 尚幸
琉球大学から当山尚幸弁護士に対する感謝状贈呈 「アスベスト訴訟の現状」講演会実施のご報告	.....	北澤 匡大
床の水濡れと転倒事故の防止について	.....	高良 祐之
「お掃除ロボつかいませんか？」	.....	当山 恵子
自筆証書遺言書保管制度について	.....	当山 尚幸
虎の穴	.....	当山 尚幸



## 当山法律事務所

〒900-0014  
沖縄県那覇市松尾2丁目16番52号  
松尾公園テミスビル4階  
TEL:098-869-2700  
FAX:098-869-2701  
(1階に無料駐車場完備)

<http://www.touyama-law.com>





所長／弁護士  
**当山 尚幸**  
Naoyuki Touyama  
(沖縄弁護士会所属)

## 「金」「きん」「かね」

あけましておめでとーございます。昨年、コロナや豪雨、そして沖縄では軽石の被害の中にあってもスポーツでは明るい話題がありました。東京オリンピックで、日本は過去最高の金メダル二七個を獲得し、沖縄出身でも史上初の金メダリスト(空手の喜友名、野球の平良)が誕生する等、コロナで暗くなった世相をその輝きでいくらか明るく照してくれました。それでも、コロナの悪影響で金(かね)に困る企業や個人が続出し、良し悪しはともかく、昨年の漢字どおり「金」の年でした。

今年は、沖縄が日本に復帰して五十年の節目を迎えます。夫婦でいえば「金婚式」の年であり、長年連れ添い金

色の輝きを得た豊かさを意味する年といえます。しかしながら、五十年経過した沖縄は、「金色の輝きを得た豊か」な県になったとはいいい難い政治的、経済的、社会的状況にあります。

「かね」にこだわりすぎると心賤しくなるような気がしますが、「かね」は本来無色透明なものであり、それにどういう性質を与えるかは、それを取得使用する人次第で決まる勝れ物だと考えます。

復帰五十年を期して、「金」の「きん」部分即ち最も大切なもの、最も価値あるものと、「かね」即ち金銭的経済的部分を、うまく調和させて、金色の輝きを得た豊かなものになるように祈念しております。



弁護士  
**北澤 匡大**  
Masahiro Kitazawa

## 床の水濡れと転倒事故の防止について

昨年、スーパーの床が水で濡れていたため利用者が転倒して骨折し、裁判所が2000万円を超える損害賠償請求を認めたという事例が報じられました。

お客様をお迎えする店舗・商業施設において、転倒事故はいつでも起こり得る事故のひとつです。このような事故に対しどのように備えるべきでしょうか。過去の裁判例から飲食店での2つの事例をご紹介します。

1件目は、利用者が飲食後に出口に向かったところ、床が水で濡れていたために転倒骨折した事例です。従業員が厨房の床を清掃するために水をまき、その靴で転倒場所付近を歩いたために床が水で濡れてしまい、従業員も床を拭きましたが、完全には水分が拭き取れていませんでした。従業員は利用者に対し足元にお気を付けくださいなどと声掛けもしていましたが、裁判所は、利用者が歩行する場所の床に水濡れが放置されることのないよう配慮し、また、水濡れが発見された場合、水分が残らないように拭き取り、顧客に対して適切な注意喚起を行うべき義務があったとして、飲食店の損害賠償義務を認めました(平成28年9月21日東京地方裁判所判決)。

2件目は、化粧室から席に戻ろうとした利用者が、水の入ったピッチャーが置かれた棚の近くを通った際に転倒骨折した事例です。裁判所は、床が水で濡れていたことを認定したうえで、利用客が自らこの場所でコップに水を注ぐ頻度は週に

2、3回程度であり、ピッチャーの下にはタオルも敷かれていたことからこのような営業形態が不適切とはいえないこと、過去に転倒事故が発生したこともなかったこと、利用者が化粧室に向かったときには床が濡れていたことには気付かなかったことから、時間的に、従業員が床が濡れている事実を認識し、水を拭きとることが可能であったとはいえないとして、飲食店の損害賠償義務を否定しました(平成30年11月27日名古屋地方裁判所判決)。

同じような飲食店での転倒事故の事例ですが、両者の違いのポイントは水濡れによる転倒事故が予見できたかどうか、そのような予見が出来たとしてこれを回避することが出来たかという点にあります。

前者の事例では従業員は水濡れに気づいていましたが拭き取りが不十分のまま放置してしまいました。後者の事例では従業員が水濡れに気づく時間的な余裕がなく水濡れを放置していたとまでは言えなかったということになります。

どのような場合に損害賠償義務を負うかはケースバイケースですが、冒頭のスーパーの事例も、床に水濡れが生じそうな場所でこれを放置したと評価されたものと思われまます。

新年を迎え来客も増える時期かと思えます。水濡れの状況や頻度にに応じてこまめに確認を行い、しっかりと拭き取ることが肝要ですからご参考になさってください。

## 琉球大学から当山尚幸弁護士に対する感謝状贈呈

当山尚幸弁護士は、令和2年秋の叙勲において旭日小紋章を受章した際、皆様へのお返し品の代えて学生の奨学資金等への寄附を約しておりましたが、この度、国立法人琉球大学に対し学生支援として寄附を行いましたのでご報告いたします。同大学からは、令和3年12月2日、当該寄附に対する謝意として感謝状が贈呈されました。



## 「アスベスト訴訟の現状」講演会実施のご報告

令和3年11月17日、北谷町商工会ホールにて行われた「沖縄駐留軍関係アスベスト被害者及び家族、遺族支援の会」(座間味栄会長)の総会において、当事務所の当山尚幸弁護士が「アスベスト訴訟の現状」をテーマに講演会を行いました。

当事務所では、これまで10件のアスベスト訴訟を担当し、いずれも和解による解決が図られています。



## 「お掃除ロボつかいませんか？」

Column No.010

私は趣味が機械いじり。家電分野もその一つで、実家分を含め中古ルンバを3台持っています。掃除ロボについては「掃き残しが出る」「ちょっと時間を割けば人でやれる」と否定的な考えもありますが、人手だと結構面倒で掃除が途絶えがち。それなら、7割がきれいにしてくれるロボットに、定期的に掃除させるほうが気楽で楽ちん、それで十分快適です。ところで、今回は「掃き掃除ロボ」のその先の話。

令和2年に当事務所は床をフローリングに張り替えました。そこで、私はより快適な職場環境の維持をねらって、「床ふきロボット」ブラバを各階に寄贈しました。え?ご存じない??これ、実はルンバ等より日本では有用だと個人的に思う掃除ロボ。掃き掃除しなくても、全部拭き取ってしまえばいい、というわけです。ルンバより小型で、動作音も殆どなく、業務中に動かしていても気がつかないくらい。当事務所にお越しの際、事務所内を健気に往復しているミニロボットを見かけたら、「ああこれかー」と愛でてやってください。

こうした掃除ロボを導入すると職員の手を割くことなく、環境がより快適になります。値段が気になるでしょうが、基本性能だけの奴で十分ですし、元が頑丈なのでそこその状態なら中古品でも問題ありません。それならメルカリやamazonで1台1万円前後となり、十分手の届く価格です。皆さんの職場でも、騙されたと思ってぜひ1台!あ、これは今号の別記事「床の水濡れと転倒事故の防止について」に矛盾した内容のようですが(笑)、このロボットは散布水を拭き取りますのでご安心ください。(高良)

